

## 船舶事故調査報告書

平成24年7月26日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 横山 鐵 男（部会長）  
 委員 庄 司 邦 昭  
 委員 根 本 美 奈

事故種類	衝突
発生日時	平成23年8月25日（木） 06時08分ごろ
発生場所	長崎県新上五島町青方港大曾防波堤西方沖 青方港大曾防波堤灯台から真方位289°250m付近 （概位 北緯32°58.9′ 東経129°02.8′）
事故調査の経過	平成23年9月6日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 第2栄進丸、2.6トン NS3-69792（漁船登録番号）、個人所有 9.35m(Lr)×2.58m×0.78m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数50、昭和63年1月8日 B モーターボート ひかり丸、0.86トン 292-47087長崎、個人所有 3.60m(Lr)×1.45m×0.75m、FRP ガソリン機関（船外機）、7.28kW、昭和55年4月
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 74歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年10月14日 免許証交付日 平成21年10月5日 （平成27年6月27日まで有効） B 船長B 男性 59歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和49年8月22日 免許証交付日 平成20年2月18日 （平成25年12月1日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	A 左舷船首外板に擦過傷 B 左舷船尾ブルワーク上縁角部にFRPの剥離を伴う亀裂及び擦過傷
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、新上五島町祝言島北方沖の漁場を発進して青方港に向けて帰途につき、船長Aが操舵室右舷側の椅子に腰を掛けて手動操舵により操船し、新上五島町中通島西岸に沿って約12ノット(kn)の速力で南進した。 船長Aは、船首方の中通島野首ノ鼻を見ながら南進し、南東方の青方港奥に向けて左転する際、転針方向に他船を認めなかったため、他船はいな

	<p>いものと思い、船首が浮上して船首方の見通しが悪くなっていたが、船首を振って船首方の見張りを行うことをせず、青方港大曽防波堤南方沖に向けて南東進中、平成23年8月25日06時08分ごろA船の左舷船首部とB船の左舷船尾部とが衝突した。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、06時05分ごろ青方港大曽防波堤西方沖に着き、マストに赤旗を掲げて漂泊を開始した。</p> <p>船長Bは、船首が北東方を向いたB船の右舷船尾甲板に腰を掛け、左舷船首方に釣り竿を出し、北方を向いて釣りを始めた。</p> <p>船長Bは、漂泊を開始したとき、B船の北西方に南進するA船を視認し、その後、A船が左転してB船に向けて南東進してきたが、漂泊開始時、別の2隻の漁船がB船の沖側を通過して行ったので、A船も沖側を通過するものと思って釣りを続けた。</p> <p>船長Bは、A船が進路を沖側に変えず、速力も落とさずに接近してきたので、知り合いの船が近づいてきているのかと思ったが、至近まで接近したことから、慌ててエンジンを始動して右舵をとったものの、06時08分ごろ両船が衝突した。</p> <p>両船とも、損傷が軽微で航行に支障がなかったので、船長Bが海上保安庁へ通報し、指示により青方港内の棧橋へ向かった。</p>								
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、視界 良好 海象：海上 平穏</p>								
<p>その他の事項</p>	<p>A船は、約12knの速力で航走すると船首が浮上し、船首方の見通しが悪くなるので、日頃は船首を振って船首方の見張りをしていた。</p> <p>船長Bは、救命胴衣を着用していた。</p>								
<p>分析</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="515 1131 813 1176">乗組員等の関与</td> <td data-bbox="813 1131 1457 1176">A あり、B あり</td> </tr> <tr> <td data-bbox="515 1176 813 1220">船体・機関等の関与</td> <td data-bbox="813 1176 1457 1220">A あり、B なし</td> </tr> <tr> <td data-bbox="515 1220 813 1265">気象・海象の関与</td> <td data-bbox="813 1220 1457 1265">A なし、B なし</td> </tr> <tr> <td data-bbox="515 1265 813 1646">判明した事項の解析</td> <td data-bbox="813 1265 1457 1646"> <p>A船は、青方港大曽防波堤西方沖を南東進中、船長Aが、船首方に他船はいないと思い込み、船首方の適切な見張りを行っていなかったことから、船首方で漂泊中のB船に気付かずに航行し、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、青方港大曽防波堤西方沖で漂泊中、船長Bが、接近するA船がB船を避けて通過するものと思い、釣りを続けていたことから、A船と衝突したものと考えられる。</p> </td> </tr> </table>	乗組員等の関与	A あり、B あり	船体・機関等の関与	A あり、B なし	気象・海象の関与	A なし、B なし	判明した事項の解析	<p>A船は、青方港大曽防波堤西方沖を南東進中、船長Aが、船首方に他船はいないと思い込み、船首方の適切な見張りを行っていなかったことから、船首方で漂泊中のB船に気付かずに航行し、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、青方港大曽防波堤西方沖で漂泊中、船長Bが、接近するA船がB船を避けて通過するものと思い、釣りを続けていたことから、A船と衝突したものと考えられる。</p>
乗組員等の関与	A あり、B あり								
船体・機関等の関与	A あり、B なし								
気象・海象の関与	A なし、B なし								
判明した事項の解析	<p>A船は、青方港大曽防波堤西方沖を南東進中、船長Aが、船首方に他船はいないと思い込み、船首方の適切な見張りを行っていなかったことから、船首方で漂泊中のB船に気付かずに航行し、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、青方港大曽防波堤西方沖で漂泊中、船長Bが、接近するA船がB船を避けて通過するものと思い、釣りを続けていたことから、A船と衝突したものと考えられる。</p>								
<p>原因</p>	<p>本事故は、青方港大曽防波堤西方沖において、A船が南東進中、B船が漂泊中、船長Aが船首方の適切な見張りを行っていなかったため、船首方のB船に気付かずに航行し、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>								
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・船首浮上により前方の見通しが悪い場合は、前方の適切な見張りが行えるような措置を講じ、他船を見落とさないようにすること。</li> <li>・漂泊中に他船が接近してきた場合、動向に注意し、早めに機関を始動して回避できるようにしておくこと。</li> </ul>								